

合併後の職員減による住民サービスを低下させないため、行政改革大綱により、毎年組織の再編を実施しています。皆様のご理解をよろしくお願いします。

4月1日からの組織は下記のとおりですが、**利用窓口はこれまでと変わりません**。市役所にお越しの際、お分かりにならない場合は、近くの職員へお尋ねください。

市役所の組織を一部変更

市民課と教育委員会分室を
4月1日から一部変更します。



お問い合わせ先
行政改革推進室（総務課内）
☎ 0986-76-8801

各支所の一部変更された課・係

支所	場所	課名	3月31日まで
末吉	2階 末吉総合センター内	行政改革推進室	
		学校管理係	
		社会教育係	
		生涯学習係	
		生涯スポーツ係	
		図書係	
大隅	1階 1階	市民課	市民課
		市民課	市民課
財部	財部中央公民館内	教育委員会	学校管理係
		教育委員会	社会教育係
		財部分室	生涯学習係
			生涯スポーツ係

4月1日から	形態
総務課総務係	移行
教育振興係	統合
地域振興課	統合
地域振興課	統合
教育振興係	統合

国では、経済状況の悪化により経営が厳しくなった中小企業者を対象に、緊急保証を実施していましたが、この制度の期限を1年延長し、要件を緩和した景気対応緊急保証制度を新たに創設しました。対象となるのは次の条件を満たす事業者です。

①原則として全業種の中堅企業者（対象外もありますので詳しくはお尋ねください。）

②のア 最近3か月の平均売上高が、前年同月、または2年前の同期のものより3%以上減少している。

②のイ 最近3か月の平均売上高が、前年同期より3%以上減少している。

曾於市では、国の緊急保証制度による融資を受けられた方に、上限額を設け、保証料額の50%を補助する制度があります。詳しくは市役所経済課商工観光係へお問い合わせ下さい。

景気対応緊急保証制度について



お問い合わせ先
経済課商工観光係
☎ 0986-76-8823
(内線) 1678

対象者||中小企業者で、国の緊急保証制度または景気対応緊急保証制度による融資を受け、市税の滞納がない方
事業名||緊急経済対策商工業借入金保証料補助
上限額||1企業者あたり、借入額が個人で500万円、法人で1000万円
(借入額が上限額を超えた場合、上限額を借り入れた時に発生する保証料額の50%)

※緊急保証制度に係わる 保証料補助制度について

☎ 0986-76-8823

②のウ その他、原油価格等による売上の減少、インフルエンザの影響による売上の減少がある。保証制度を利用するには、市長の「特定中小企業者」の認定を受ける必要があります。詳しく述べて市役所経済課商工観光係へお問い合わせください。



のひのび麓公園



なかよし公園

新たな公園がオープン !!

ルールを守って
みんなで楽しく遊びましょう



お問い合わせ先

曾於市役所建設課計画係

☎ 0986-76-8811

FAX0986-76-1122

市報をお2月号にて名称募集をしておりました公園が2月末日オープンいたしました。名称については、市内外から沢山の応募をいただき、どれもすばらしい名称でしたので、厳正なる審査を行つたうえで決定いたしました。

たくさんのご応募ありがとうございました。

決定した名称を応募してください方を紹介します

☆のひのび麓公園

川畑 このみ 様 (13歳)

徳永 侑衣子 様 (8歳)



「土地の造成等をお考えの方」

開発許可を受けずに
造成工事を行なうことは違反です



お問い合わせ先

各支所建設課・建設水道課

末吉☎ 0986-76-8811

大隅☎ 099-482-5953

財部☎ 0986-72-0941

都市計画法の開発許可とは、主として、建築物の建築の用に供する目的で行う造成工事等は、都市計画区域内において、 3000m^2 以上、都市計画区域外において、 10000m^2 以上の土地について、区画の変更（道路、公園等の公共施設の新設等）、形の変更（ 50cm 以上の切土、盛土の造成行為）、質の変更（農地、山林等の宅地以外の土地を宅地へ変更）のいずれかに該当する場合、都市計画法第29条の規定に基づく開発行為の許可が必要になります。

ただし、農林水産物にかかる建築物の建築に関しては、開発行為の許可が不要な場合もありますので、不明な点等がありますので、不^明な点等がありまし^たらお問い合わせください。

各支所建設課・建設水道課、若しくは県庁土木部建築課監査指導係

☎ 099-286-3739



曾於市下水道浄化センター

公共下水道の供用区域が拡大

さらに広がり供用開始面積は 159haに！



お問い合わせ先

水道課

末吉 ☎ 0986-76-8812

供用区域内では下水道への接続が義務づけられています

曾於市末吉地区では、住み良い快適な環境で生活を送れるよう、公共下水道の整備を進めています。昨年までに供用開始した区域123ヶ所の接続率は、今年の3月末で約65・0%となっており、生活排水の改善が大きくなっています。

今年の3月31日から、下水道

を使用できる区域がさらに広がり159haとなりました。新たに使用できるようになった区域は、寺田、下市、寺田上、並松、森田、森田上、新町などの一部です。（下記図面参照）

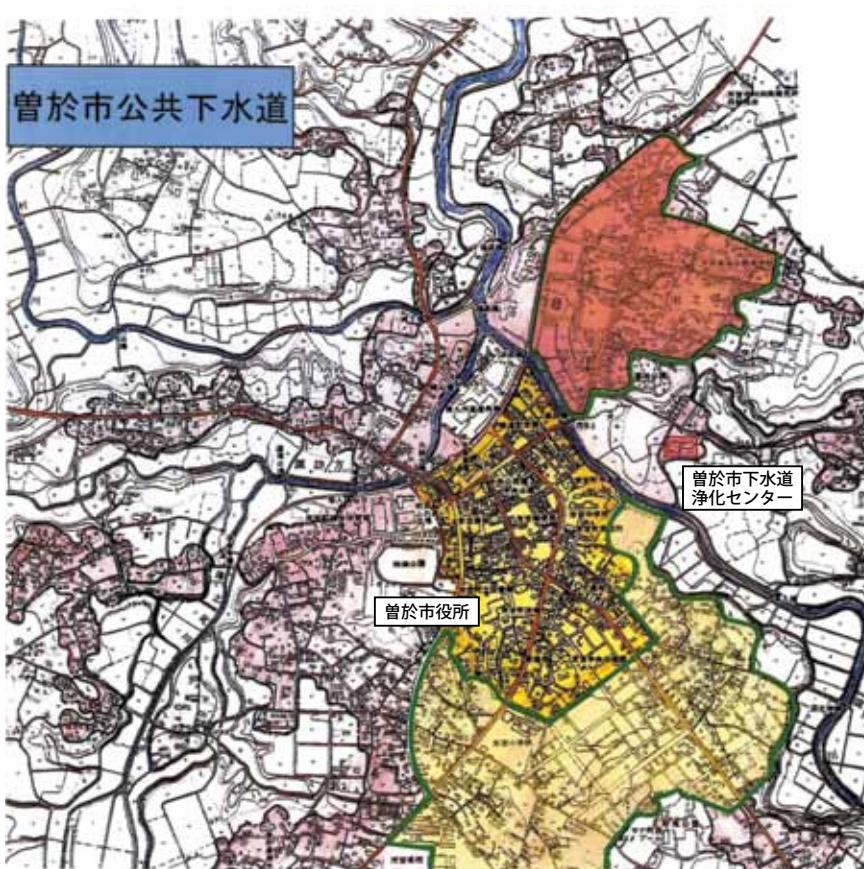
供用開始となつた区域内にある建物は、下水道への接続が義務づけられています。接続工事は「曾於市排水設備工事指定店」が行いますので、早めにお申し込みください。

また、排水設備工事に要する費用の一部を補助する制度（右下表）がありますので、ぜひご活用ください。

排水設備工事費の助成率・限度額

排水工事実施年	1年以内	2年以内	3年以内
助成率	30%以内	20%以内	15%以内
助成限度額	8万円	6万円	4万円

※供用開始の時点で、住宅をお持ちの方を対象に排水設備工事費の一部を補助する制度です。補助を受けるためには、**受益者負担金を納めていただくことが条件**になります。



公共下水道図面凡例

■	未吉町公共下水道面積（全体）370ha
■	二期認可区域
■	既供用開始区域
■	新たに供用開始となった区域

～お願い～

自治会ごみ収集所は、自治会役員の方々が大変苦労して管理されています。ごみを出す人、一人ひとりがマナーを守り、自分たちの自治会ごみ収集所をきれいにしましょう。

分別方法は、冊子「ごみ分別の手引き」に載っています。この冊子をお持ちでない方は、各支所環境係に準備してあります。



指定ごみ袋の購入
曾於市の指定ごみ袋は、市内の各商店で販売していますので、お買い求めください。
ごみ袋は、燃やせるごみが黄色、燃やせないごみ袋が赤色、資源ごみが透明です。

ごみは名前を書いて朝8時まで
最近ごみの分別が悪くなっています。自治会ごみ収集所にごみを出すときは、決められた分別方法を守って、指定ごみ袋に入れてください。

ごみ袋には、名前を必ず書いて、収集日朝8時までに出してください。時間を過ぎると収集に間に合わない場合がありますので時間を守りましょう。

5月ゴールデン・ウィークの自治会ごみ収集所の収集業務について

(通常どおり収集します。)

お問い合わせ先

各支所環境係



未吉支所市民課 環境係☎ 0986-76-8805
大隅支所地域振興課 環境係☎ 099-482-5923
財部支所地域振興課 環境係☎ 0986-72-0934

ゴールデン・ウィークの収集業務について

ゴールデン・ウィーク期間中の自治会ごみ収集所は、通常どおり収集を行います。

ごみ収集は、年間を通じて自治会ごみ収集所ごとに収集する曜日と収集するごみの種類を決めています。

ごみは名前を書いて朝8時まで
最近ごみの分別が悪くなっています。自治会ごみ収集所にごみを出すときは、決められた分別方法を守って、指定ごみ袋に入れてください。

ごみ袋には、名前を必ず書いて、収集日朝8時までに出してください。時間を過ぎると収集に間に合わない場合がありますので時間を守りましょう。

**曾於市クリーンセンター
ゴールデンウィーク業務日程表**

年	平成22年											
	4月				5月							
月	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8
日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
業務内容	通常業務	休業	通常業務		休業					通常業務		

5月ゴールデン・ウィークの曾於市クリーンセンター業務について**お問い合わせ先**

曾於市クリーンセンター☎ 0986-76-6766
未吉支所市民課 環境係☎ 0986-76-8805
大隅支所地域振興課 環境係☎ 099-482-5923
財部支所地域振興課 環境係☎ 0986-72-0934

ゴールデン・ウィークの業務について

曾於市クリーンセンターは、4月29日(木)、5月2日(日)、3日(月)、4日(火)、5日(水)は業務を休止いたします。

4月30日(金)、5月1日(土)は、通常どおりの業務となります。

クリーンセンターへの搬入時間

①月曜日～土曜日

午前8時30分～午後4時30分

②第3日曜日

午前9時～午後4時

③第3日曜日を除く日曜日と祝日は休みです。

50キロ以上は処理料がかかります
個人の方が一回の計量で50キロを超えると超過分に対し1キロあたり5円の処理料がかかります。処理料は現金でお支払いください。

搬入したごみの分別が悪い時はお持ち帰りいただく場合があります。ごみは決められたとおりに分別して、曾於市指定ごみ袋に入れてください。

ごみの分別はしつかりと
※みんなのまちをきれいにします。
※ごみの野焼き、不法投棄は、法律で禁止されています。

日	月	火	水	木	金	土
				4/1	2	3
4	5 ひろば	6	7	8 ひろば	9 親子	10
11	12 ひろば	13	14	15 ひろば	16 親子	17
18	19 ひろば	20 講座	21	22 ひろば	23 親子	24
25	26 ひろば	27	28 ひろば	29 昭和の日	30 親子	

※子育て支援センターは、園庭開放・育児相談を実施しています。

園庭開放：午前10時～午後3時（月曜日～金曜日）
育児相談：午前9時～午後4時（月曜日～金曜日）

親子ふれあい遊び

●会場：子育て支援センター

午前10時～11時30分

子育てひろば

●会場：末吉総合センター

●会場：財部保健福祉センター

午前10時～11時30分

育児講座

●会場：財部保健福祉センター（20日）

午前10時～11時30分

子育てふれあいひろば

4月5日は財部中央公民館で子育てひろばを開催します。
4月8日は末吉総合体育館で子育てひろばを開催します。
4月16日は大隅弥五郎伝説の里で親子ふれあい遊びを開催します。

お問い合わせ先

曾於市地域子育て支援センター

大隅 ☎ 099-482-6125（直通）

子育て携帯サイトすまいるキッズ

<http://www.smile-kids.jp/sooshi>

育児講座

20日は財部保健福祉センター

で、OKJインストラクターの

田鍋いずみさんを講師に招き、

「ベビービクス」を開催します。

「お母さんが元気なら赤ちゃんも元気！お母さんが笑顔なら赤ちゃんも笑顔！」です。

1歳未満児までのお子さんを持つ親子が対象ですので、当日は動きやすい服装で、バスタオルや飲み物をご持参いただき、親子と一緒にふれあいながら楽しめます。

税金は口座振替が便利です

金融機関へ行く手間が省けて
納め忘れの心配もありません！

お問い合わせ先

税務課・地域振興課

末吉 ☎ 0986-76-8804

大隅 ☎ 099-482-5922

財部 ☎ 0986-72-0932

利用できる金融機関	対象となる市税
そお鹿児島農協	市県民税（普通徴収）
鹿児島銀行	固定資産税
南日本銀行	国民健康保険税（普通徴収）
鹿児島興業信用組合	軽自動車税
鹿児島相互信用金庫	介護保険料（普通徴収）
ゆうちょ銀行	後期高齢者医療保険料（普通徴収）

◎口座振替日

各期の納期限日です。

（市県民税・固定資産税の全期納付の場合は最初の納期限

日になります。）

◎振替結果について

振替内容は通帳記帳によりご確認ください。

※残高不足等により振替できなかつた場合は、再振替はできませんのでご了承ください。

※後期高齢者医療保険料については新規にお申し込みが必要になります。（年金夫引きの方で口座振替を希望される方は、別途手続きが必要になりますのでお問い合わせください。）

口座振替されている金融機関窓口に預貯金口座の通帳・届出印を持参のうえ、口座振替依頼書の変更及び解約欄にチェックをし提出してください。

◎口座振替開始の時期

お申し込み受付日の約2か月後

（利用できる金融機関（左上表参照）窓口に口座振替依頼書があります。振替を希望する口座の通帳・届出印を持参のうえ、お申し込みください。）

申し込み手続

①新規申し込み

利用できる金融機関（左上表参照）窓口に口座振替依頼書があります。振替を希望する口座の通帳・届出印を持参のうえ、お申し込みください。

②口座振替の変更及び停止

口座振替されている金融機関窓口に預貯金口座の通帳・届出印を持参のうえ、口座振替依頼書の変更及び解約欄にチェックをし提出してください。



国民年金のはなし

- ・年金移動相談所、学生納付特例制度
- ・国民年金保険料額の変更ほか

お問い合わせ先

市民課または支所地域振興課

末吉 ☎ 0986-76-8805

大隅 ☎ 099-482-5923

財部 ☎ 0986-72-0934



年金移動相談所を開設

鹿屋年金事務所による年金移動相談所を開設します。

相談内容

年金相談は予約が必要です。

相談をご希望の方は、年金相談日の前日までに予約をお願いします。なお、相談者が多い場合は、予約をお受けできない場合がありますのでご了承下さい。ご予約先は年金移動相談所が開催される各支所国民年金係になります。

年金移動相談所開設日

期 日	時 間	場 所
4月21日 (水)	午前10時～ 午後3時	末吉支所 1階会議室

国民年金保険料額が変わります

平成22年4月から平成23年3月までの国民年金保険料は、月額440円引き上げされ、月額1万5100円となります。

1万5100円となります。

承認期間は平成22年4月～平成23年3月です。

また、年度ごとに申請の必要があります。21年度に引き続き22年度も学生納付特例を受けられる方は、改めて申請してください。

手続き先

市役所市民課 または 地域振興課国民年金係

必要なもの

印鑑・年金手帳、学生証の写しあ在学証明書

口座振替が便利です

国民年金保険料を口座振替で納付すると、納め忘れがなく納付することができます。また、振込の手間も省けて非常に便利です。前払いすると保険料の割引もあります。

学生納付特例制度

20歳になつたら、学生でも国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生は一般的に収入がなく、保険料を納めるのは困難です。そこで設けられたのが「学生納付特例制度」です。申請して承認されると、その期間中の国民年金の保険料納付が猶予されます。

退職（失業）による特例免除

退職や失業などの理由によつて、国民年金保険料を納めることが困難な場合には、申請によって保険料の納付が免除される制度があります。通常であれば、申請者本人、配偶者及び世帯主が所得審査の対象となりますが、特例免除は、退職（失業）された方の所得は審査の対象から除かれます。

手続き先

市役所市民課 または 地域振興課国民年金係

印鑑・年金手帳・離職票または雇用保険受給資格者証の写し

一年間（毎年8月1日～翌年7月31日）の医療保険と介護保険における自己負担額の合算額が著しく高額になる場合に、負担を軽減する仕組みのことです。基本的な枠組みについては以下通りとなっています。

支給要件

被保険者からの申請に基づき、医療保険上の世帯単位で、医療保険と介護保険の自己負担額を合算した額が、限度額及び支

高額医療・高額介護合算制度について

平成20年4月より高額医療・高額介護合算制度
が始まりました。

お問い合わせ先
曾於市役所保健福祉課
国民健康保険係・
介護保険係
末吉 ☎ 0986-76-1111



限度額 下記表を参照

		後期高齢者医療制度 +介護保険	被用者保険又は 国民健康保険+介護保険 (70～74歳の者がいる世帯)	被用者保険又は 国民健康保険+介護保険 (70歳未満の者がいる世帯)
現役並み所得者 (上位所得者)		67万円	67万円	126万円
一般		56万円	56万円	67万円
低所得者	II	31万円	31万円	34万円
	I	19万円	19万円	

※支給を受けるには申請が必要です

申請の流れ（国保及び後期の方）

- ①勧奨通知（支給の対象となる可能性がある方への案内及び申請書）が送付されます。

市役所又は広域連合



- ②届いた勧奨通知の内容を確認し、申請書に必要事項を記入のうえ提出します

限度額は、毎年7月31日時まで加入している医療保険の所得区分によつて決まります。自己負担額に該当するのは介護保険は1割の自己負担、医療保険は1～3割の自己負担額になります。（食費や居住費）になります。また、介護保険で住宅改修や福祉用具購入等を行つた際の負担分も対象にはなりません。

給基準額（500円）の合計額を超えた場合に、当該自己負担額を合算した額から限度額を控除した額を支給する。

はじめに70～74歳の方にかかる
自己負担額の合算額に自己負担
限度額を適用し、なお残った自
己負担額に、70歳未満の方の自
己負担額を合算し、70歳未満の
自己負担限度額を適用します。
※また、70～74歳の方に医療費
と介護費の自己負担額がある場
合のみ70～74歳の自己負担限度
額を適用します。

Q3 A・申請をする際に、領収書を
添付する必要はありません。

A・医療保険の異動があった場合には、異動前の医療保険者に申請して、自己負担額証明書の交付を受けた後に申請しますよう。

高度医療・高額介
合算制度Q & A

A・申請をする際に、領収添付する必要はありません

Q3・申請をする際には、領収書

※また、70～74歳の方に医療費と介護費の自己負担額がある場合のみ70～74歳の自己負担限度額を適用します。

自己負担額の合算額に自己負担限度額を適用し、なお残った自己負担額に、70歳未満の方の自己負担額を合算し、70歳未満の自己負担限度額を適用します。

Q2・67歳と73歳の2人世帯なのですが、計算はどうなりますか？

A・医療保険の異動があった場合には、異動前の医療保険者に申請して、自己負担額証明書の交付を受けた後に申請しますよう。

平成 22 年 4 月から県大隅地域振興局の体制が変わりました。

平成 22 年 4 月から農林水産部曾於支所、建設部曾於支所の業務が本所（鹿屋市）に集約され、曾於庁舎に支所・駐在機関が設置されました。

1 支所・曾於駐在機関の業務

曾於庁舎（曾於市大隅町岩川）

区分	業務内容
総務企画部県税課曾於総務分室	<ul style="list-style-type: none"> ・旅券（パスポート）事務 ・納税証明書の発行など（業務に変更はありません。）
曾於畠地かんがい農業推進センター（支所）	<ul style="list-style-type: none"> ・畠かん営農推進 ・畠地かんがい事業 ・営農指導（経営指導、技術普及など） ・畜産振興
農林水産部駐在（林業）	<ul style="list-style-type: none"> ・林業普及指導業務
建設部駐在	<ul style="list-style-type: none"> ・道路・河川など公共土木施設の維持管理 ・災害への対応 ・公共土木施設に係る各種許認可申請書の受理

※保健福祉環境部志布志支所（志布志保健所）の業務については、変更ありません。

※建設部志布志港支所の業務については、志布志第2庁舎（旧 建設部志布志港支所）に設置する駐在機関が引き継ぎます。

◎ 建設部関係の各種許認可申請等の窓口は、以下のようになります。

○ 県営住宅の入居申込み等

指定管理者に提出してください。

- ・曾於管内：南和産業グループ（曾於庁舎内に事務所を設置予定）
- ・肝属管内：南和産業グループ（鹿屋市内に事務所を設置予定）

○ 建築確認関係の申請等

本所建設部土木建築課に提出してください。

※建築基準法施行細則等により市町村長を経由しなければならないものは、市町村に提出してください。

○ 曾於管内（曾於市、志布志市、大崎町）の道路・河川などの公共土木施設に係る各種許認可申請書等

曾於市駐在または本所建設部建設総務課に提出してください。

※駐在機関で受けた場合、本所への書類送付などに日時を要する場合がありますので、お急ぎの方は、本所建設部建設総務課へ直接提出してください。

○ 道路・河川などの公共土木施設に係る相談等

相談やご不明な点がありましたら、本所建設部建設総務課までお問い合わせください。

2 代表電話の廃止

曾於庁舎の代表電話は3月31日で廃止されましたので、次の部署にご用のある方は、各部署の直通電話番号におかけください。

部署名	直通電話番号
総務企画部県税課曾於総務分室	099-482-1121
曾於畠地かんがい農業推進センター	099-482-2547
農林水産部駐在（林業）	099-482-0492
建設部駐在	099-482-0481

※詳しくは、県大隅地域振興局総務企画課（TEL：0994-43-3106）にお問い合わせください。

もう設置しましたか？



住宅用火災警報器



消防法及び火災予防条例の改正で、今お住まいの住宅にも住宅用火災警報器の設置が必要です。

○新築住宅 平成18年(2006年)6月1日～

適用時期 ○既存住宅 平成23年(2011年)5月31日までに設置

住宅火災による死者が増加しています。
○原因の約6割が「逃げ遅れ」
○死者の約6割が「65歳以上の高齢者」



設置例

- 義務付けられる場所
- 設置をおすすめする場所

※消防組合は台所に煙式の設置を推奨しています。



詳しいことは、こちらまでお問い合わせください。



大隅曾於地区消防組合

消防本部予防課 ☎ 099-482-5577

北部消防署 ☎ 099-482-0559

財部分署 ☎ 0986-72-0119

曾於市役所 総務課・地域振興課

末吉 ☎ 0986-76-8801

大隅 ☎ 099-482-5921

財部 ☎ 0986-72-0931

設置して良かった！奏功事例



事例 1 寝たばこから火災発生！
寝たばこにより火災が発生し、警報器が煙を感じました。警報音で本人が目を覚まし、ふとんに水を掛けて消火したので、大事に至りませんでした。



事例 2 天ぷら油が燃え出でて！
天ぷら油を加熱したまま、その場を離れたため、鍋から火が上がり警報器がその煙を感じました。警報音に気付いた居住者が、初期消火と119番通報を行いました。



事例 3 仏壇の灯明が燃え移って！
2階居室で就寝していた男性は、1階にある祖母の部屋の警報器の鳴動に気付き、1階におりると仏壇から炎が上がっているのを見発見。水道水を掛けて消火しました。



事例 4 こたつが燃え出でて！
入浴準備中、煙と焦げ臭い臭気とともに警報器の鳴動に気付き、居室に行くとこたつから炎が上がっていました。すぐに初期消火をしました。



地域の皆さんで共同購入をしませんか？

共同購入のメリット

- 共同購入することで、地域全体の安心・安全がれます。
- 共同購入すれば、お求めやすい価格で購入できます。
- どこで買えばいいの？どれを買えばいいの？といったことが解消されます。
- 高齢者などの取り付けが困難な方でも販売店と取り付けの相談ができるため、安心して購入できます。

住宅火災による死者は、就寝時に煙を吸い込み体が動かなくなり、逃げ遅れてしまうことが一番多い原因となっています。警報器を設置することで、いち早く火災を察知し、かけがえのない生命や財産を守りましょう。

みんなで取り組もう 水土里サークル活動

高岡村づくり実行委員会 ワークショップ



1月24日（日）高岡村づくり実行委員会は末吉地区活動組織（丸山緑牧会、平沢津保全協議会、早馬振興会）や水土里ボランティア会員、行政機関など総勢88名が参加して、3班にわかれ、探検しました。

高岡村づくり実行委員会も少子化がすすんでいるなか、緑の子供会から22名の参加があり、普段見慣れた地域を子供から高齢者まで参加して、楽しい雰囲気のなかワークショップが行われました。

今回のワークショップにより、参加者の意見等を参考に、今後地域の発展のため、住民一体となり、「水土里サークル活動」に取り組んでいく意識確認がなされました。

高松地域活動隊 ワークショップ



2月21日（日）高松地域活動隊は、末吉地区活動組織（丸山緑牧会、寺田地域資源保全隊、鬼追いの郷の会）や水土里ボランティア会員、行政機関など総勢118名が参加して6班に分かれ、探検しました。

高松地域活動隊は、受益面積が末吉地区7組織の中で最も大きい地区であり、地域住民一体となり水土里サークル活動に取り組まれております。

今回のワークショップにより、改善すべきところ、次世代に残したいところ等を参加された方が話し合い、将来像を見いだすことができました。

高松地域活動隊では、地域住民の更なる期待に応えるため、会員一丸となり、将来へ向け活動されています。

平沢津保全協議会 ワークショップ



2月28日（日）平沢津保全協議会は、末吉地区活動組織（早馬振興会、高岡村づくり実行委員会、丸山緑牧会）や、水土里ボランティア会員、行政機関など総勢63名が参加して、2班に分かれ探検しました。

平沢津地区は、少子高齢化がすすみ、地域住民が一体となり、互いに「結いの心」で地域づくりに努力されています。

今回のワークショップにより、現状を点検把握し、改善すべき点等を早急に対応したいという意見もあり、地域住民の方々から大きな拍手が鳴り響きました。「水土里サークル活動」への期待度が高く、将来に向けての地域づくりに取り組む姿勢がうかがわれました。